

春日部市試作用米粉等提供事業申請書

令和 8 年 5 月 2 0 日

春日部市長 あて

住 所 春日部市中央 7 - 2 - 1  
事業者名 春日部パスタ  
代表者名 春日部 太郎  
担当者名 春日部 花子  
電 話 048-736-1111  
E メール kasukabe@kasukabe.com

春日部市試作用米粉等提供事業について、次のとおり申請します。

米 粉	皿細皿のかおり	8 kg		※ 1 事業者あたり各 1 2 kg まで
	笑みたわわ	湿式	1 2 kg	
		乾式	1 2 kg	
米粉麺	2 0 食		※ 1 事業者あたり 2 0 食	
試作内容 (できるだけ具体的にご記入ください。)	商品の種類	麺類・パン類・菓子類・その他 ( )		
	試作商品名 (予定)	米粉のカルボナーラ、米粉チーズケーキ		
	モニタリングや 試作の内容 (予定)	米粉麺を使ったパスタメニューを開発する。 また、米粉を使ったチーズケーキを試作し、 小麦粉との味や食感、見た目の違いなどについて、アンケートをとる。		

裏面に「確認・同意欄」があります。  
内容を御確認の上、必ず☑してください。

《 確認・同意欄 》

確認・同意の上、を入れて下さい。

次の全ての事項に同意します。

- ・事業者の名称、事業の取組内容・成果について、本事業の実例として公表すること及び事業の報告会に試作品を提供することに同意します。
- ・事業実施に必要な食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項若しくは同法第 57 条第 1 項に規定する許認可及びその他必要な関係法令上の規定による要件を満たしています。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に規定する風俗営業若しくは同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者ではありません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

※添付資料

- （ 1 ） 保健所発行の食品営業許可書又はこれらに類するものの写し